

千葉県選挙管理委員会告示第4号

平成31年4月7日執行予定の千葉県議会議員一般選挙において、千葉県選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成4年千葉県条例第38号）第1条第1項の規定により設置されたポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日は、平成31年3月29日である。

平成31年3月12日

千葉県選挙管理委員会委員長 山本宏行